



法人こおりやま

2023. 7

第541号



安積疏水と田植えを終えた田んぼ(郡山市)

[コピー・転載禁止]

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

パスワード

ログイン

ID・パスワードは 会員ID: **1101** パスワード: **1005**

● 新型コロナウイルスに関するセミナーも視聴できます ●

税務署二ユース

電子納税証明書(PDF)が
さらに便利に!

目次

【令和5年度税制改正】
法人会の税制改正に関する
提言の主な実現事項

..... 4

「決算書」社長の感情!?

..... 6

税のミニ通信

坊主丸儲け?

宗教法人課税・非課税の境界線

..... 8

菊の節句は杯でいっぱい /
トピックス

..... 9

トピックス 10

税務署ニュース

電子納税証明書(PDF)がさらに便利に! スマホで請求!スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

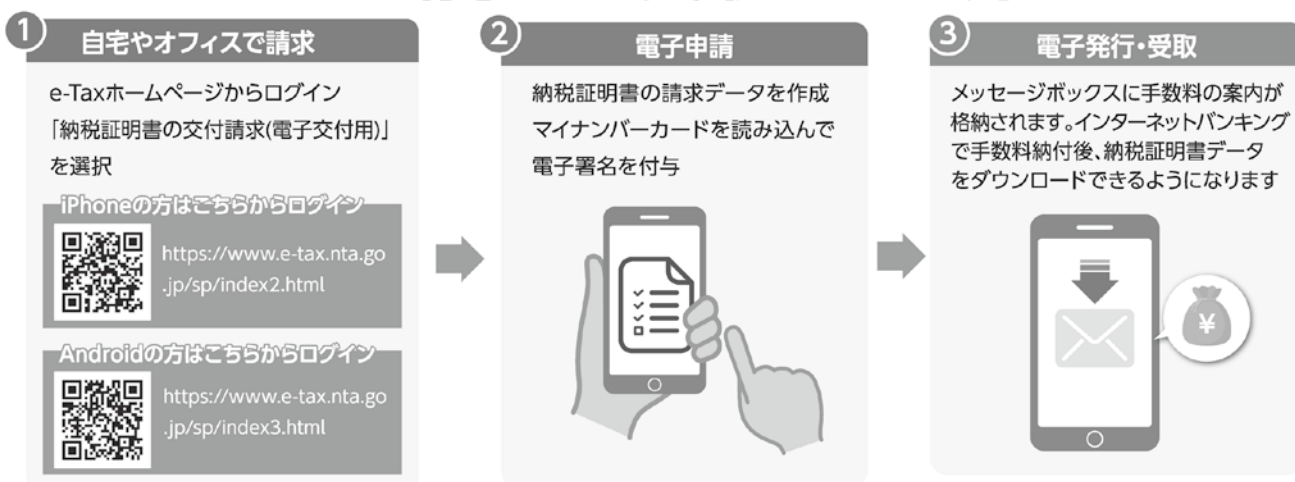
電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

💡 電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、**書面として何枚でも印刷**してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



.....簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ.....



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
[https://www.nta.go.jp/taxes/
nozei/nozei-shomei/01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)



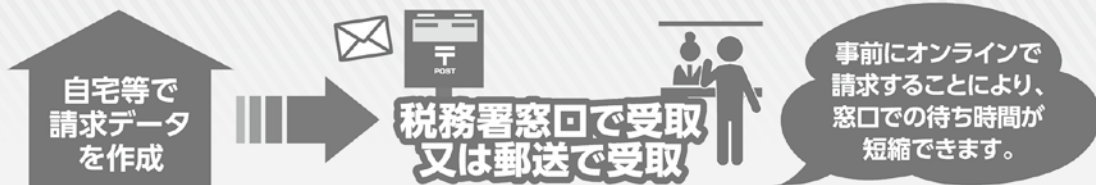
国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

納税証明書の便利な請求、受取方法は他にもあります。

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!



納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



.....オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合).....

① 自宅やオフィスで請求



- ▶ パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の〔新規作成〕から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



② 税務署窓口で本人確認



- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続です。



③ 手数料の納付



税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。
1税目 1年度 1枚370円
書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

④ 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

令和5年度税制改正 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました(令和5年度税制改正大綱より)。

法人会では、令和4年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、次のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(先端設備等導入制度)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置が見直され、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。

【消費税】**1. インボイス制度**

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者 に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するととも に、事務負担が軽減するような環境整備が必要で ある。	<ul style="list-style-type: none">一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられたほか、1万円未満の返還インボイスについて交付義務を免除する措置が講じられました。

【相続税・贈与税】**1. 相続時精算課税制度**

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。	<ul style="list-style-type: none">相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

【その他】**1. 震災復興等**

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。	<ul style="list-style-type: none">特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。

2. 電子帳簿保存

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。	<ul style="list-style-type: none">電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置(電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする)が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられました。

決算書

社長の感情!?



中小企業診断士 渡辺進也

今年は、値上げ、賃上げ、電気代の高騰など、これまで経験したことのないコストアップの年になりました。このような中で、現状維持という「前年と同様」という方針では、利益を圧迫しかねません。自社をどのような利益率にしていくべきか、数字を直視することが必要です。

例えば、お客様との関係性が不安定で、いつか取引を切られるかもしれない、という恐怖心がある場合、いくつかの現象が現れます。

まず、価格を引き下げても販売すれば、売上総利益率が下がります。また、いつでも即納に 대응しようとすると、在庫が増えます。さらに、取引の立場が弱ければ、売掛金の回収も不利な条件となり、現預金が減ります。

そして、借入金が増えて、支払利息が増えます。結果として、儲かりにくい体質になると、ひずみが出る典型例です。

また、お金を失う恐怖心

を持っていると、会社の経営とは関係のない資産を保有してしまったり、節税をし過ぎることで、かえって短期的な資金繰りの悪化を招いているケースもあります。

このように社長の感情が

前年並みを目指す売上と売上が年々減少する

数字に影響を与えるというお話を、拙著「おたく以外にも業者ならいくらでもいるんだよ。...と言われたら」社長が無理と我慢をやめて成功を引き寄せる法則22より5つご紹介をいたします。

計画や目標を設定する際に、前年の売上を参考にする場合が多いです。前年のデータは、誰もが否定できないデータですので、誰にでも納得度が高い数字です。

にしていくべきです。さらに、前年並みを目指してしまつと、現状維持志向が高まってしまう。

前年より伸びている、減っているというのは説明もしやすいのです。しかし、前年は前年です。比較することで安心感を得られるかもしれませんが、将来のありたい姿に対し、どんな進捗がなされているかが見えません。将来の目標と現在地を比較するよう

私は、「現状維持は衰退の始まり」と言っています。マンネリではなく、新しいことを展開し、新しい価値を作り続けることが成長の第一歩になります。過去を見るのは、変化への恐怖心かもしれません。理想的な状況をイメージし、数字に落とし込み目標を立てます。目標を追いかけることで成長を描きます。

私自身、現在はコンサルタントとして活動しており

ですが、もともとは2代目の印刷屋という業種でした。

恐怖心からつい単価を安く受注してしまつ

父から事業承継をした直後は、競争力もなく恐怖心の毎日でした。ライバルは多く、お客様からは見積書を求められ、安くしてほしい、早くしてほしい、細かい要求にも応じてほしいなど、精神的に疲れる毎日でした。

それでも、もし受注が他社に行つてしまつたら、当社の売上が減ります。会社は維持できなくなります。恐怖心から、はじめから安く見積書を出して、できるだけ受注が他社に行かないようにします。

「お願いだから、何とかうちの会社をお願いします」そんなことを言い続けていました。

そうすると、まず、忙しくなります。お客様と詳細に打ち合わせをして、見積書を計算して、外注に出す協力会社さんとの打ち合わせをして、書面を作つて、お客様のもとに伺います。これだけかなりの労力がかかります。ちなみに、見積書を出すという行為は

一円のお金にもなりません。受注できなかった場合は労力だけがかかって売上はゼロになります。

恐怖心があると、自ら単価を安くしてしまっています。忙しいことで安心している

過去の栄光がかえって障害となり、利益率を減少させる

2020年からの新型コロナウイルス感染症の影響によって、世の中が大きく変わりました。

そうした中、変化をしようとしても変わらない企業もあります。変わりたいけれど変わらない要因は、過去の栄光が重荷になっている可能性があると思います。

業界の歴史、文化を守ろうとする心意気は素晴らしいものです。また、歴史、文化、栄光が自分たちの誇りでもあり、それらを否定されるのが辛いことであることも確かです。だから守りに入ることもあります。

しかし、守りに入っていただけでは、変化に対応できません。コロナ前と同じ

自分もいます。

こうしたマインドを変えていく必要があります。

まず、ここに気づくことが大切です。気づいただけで、新しい方向に進み始めます。

商品・サービス、売り方だけでは、売上・利益も減少傾向になることもあります。

そもそも、初心を思い出していたらと、会社としての真の目的があることと、思います。

その目的を実行するため、環境が変わって、少しだけ世の中に合わせていければ良いのかもしれませんが、守るのではなく、変化に対応していくことが大切です。ビジョンとは「あるべき姿」です。どうなりたいのか、という理想像です。こうありたいという願望です。

役に立ち、幸せになる、お役目を感じる世界に向かっているという熱い気持ちの人が人々を動かします。

過去の栄光を美化して変わらないうまくいかないときの数字を見ることは辛いことです。でも、社長は数字を直視しなくてははいけません。

数字を見るのが怖い↓どんぶり勘定になる↓預金が減る

数字を見ないでいるとどんぶり勘定になります。どんぶり勘定では、きつとお金が入って来るはずだ、出ていくお金は少ないはずだ、という不思議なプラス思考になります。

では、数字を直視すると何が見えるでしょうか。ひとつは、意外に儲かっていることを知ってしまっています。そして、現預金が減っていくという現実を見せつけられてしまいます。

さらには、お金を借りに銀行に行くと、聞かれたこ

新しいビジョンを打ち出していくことが大切な時代でできることを変えながら、す。

とに答えられず、どうなっていくのだろうという恐怖心がMAXになってしまいます。

入金と出金を把握しましょう。入金より入金を多くしていきましょう。入金を入金より早くしましょう。毎月残す金額を設定していきましょう。こうした地味なことをキチンとしていくと、数字を直視できます。

資金繰り表や入金・出金一覧をしっかりと作っていきましょう。最初のうちは精神的にきついのですが、お金が残っていくようになると入力するのが楽しくなっていく

どんなに頑張っても「かこの鳥」では、売上・利益は減少していく

「変えたくても変えられない」「どう行動していい

かわからない」中小企業の悩みは尽きないというのが、

現状ではないでしょうか。

何も対策を打てないこと、変化できないこと、どんなに頑張っても「かこの鳥」。

業界のやり方、業界のしきたり、お客様からの長年の受発注形態を変えられず、今までのやり方をただ頑張るしかない。頑張れば頑張るほどドツボにはまっている感じもしてきます。

まず、ネガティブな感情に気づきましょう。

同業から何か言われるのではないか、新しいことをやって失敗したらどうしようという恐怖、失敗した姿でプライドが傷つくことへの不安など、正直にネガティブな感情を正面から受け止めることができるかと変化が起きます。

ネガティブを感じつくした後、はじめて、「では、どうなりたいの」「どうしたいの」が形になっていきます。「未来にどんな感情を持っていきたいのか」を考えると、気分も明るくなります。

税のミニ通信

坊主丸儲け？ 宗教法人課税・非課税の境界線

東北税理士会郡山支部/税理士 高橋 三代志

寺や神社などの宗教法人は、宗教活動による所得については課税されないが、収益事業で受け取った所得には法人税の納税義務がある。法人税法施行令には、課税対象となる収益事業として「物品販売業」「不動産貸付業」「旅館業」「倉庫業」などの34種類の事業が列挙されている。

例えば、神前婚や仏前婚などの結婚式の運営は宗教活動であり、収益事業にはならないが、挙式後の披露宴のための宴会場の提供、飲食物の提供は、衣装の貸し付けを有料で行うときは、席貸業や飲食業、物品貸付業として収益事業になる。

寺が観光客の宿泊を受け付ける「宿坊」も収益事業(旅館業)に該当する。ただし、宗教活動に関連して利用される簡易な共同宿泊施設で、その額が全ての利用者につき1泊1千円、食事を提供する宿坊は2食付きで1500円以下であれば課税されない。

宗教法人が境内の一部を駐車スペースと定め、時間極めで不特定の人、または多数の人に有料で貸すときや、月極で継続して同じ人に貸すときに料金を受け取る場合は収益事業(駐車場業)になる。駐車場用として土地を貸し付ける事業(不動産貸付業)も課税対象になる。

また、寺で販売するお守りやお札、おみくじの代金を受け取ったときは、実質的な金品の寄付とされ、その所得には税金はかからない。一方で、一般の物品販売業でも販売するような絵葉書、写真帳、曆、線香、ろうそくの販売は収益事業(物品販売業)とされ、課税の対象となる。

なお、収益事業を行わず、法人税の確定申告書を提出する義務のない宗教法人でも、布施収入などを含めた年間の収入金額(資産の売却による収入で臨時的なものを除く)の合計額が8千万円を超えるときは、その事業年度の損益計算書を所轄の税務署に提出しなければならない。

確かにお寺は一般の企業と比較すれば税制面で優遇されている面が多々あるが、全くの非課税というわけではないんです。

「お寺は税金がかからない」「坊主丸儲け」というイメージをお持ちの方も多いかと思いますが、しかし実はすべての税金が免除されているわけではありません。

お坊さん(住職)は宗教法人(寺)から給料をもらって生活しているわけで、その給料には一般的なサラリーマンと同様に所得税・住民税・社会保険料等などの税金がかかっています。加えて近年は経営が難しいお寺も増加傾向にあり、「坊主丸儲け」というのはほんの一握りである。

全国に約76,000件以上の寺院があるといわれ贅沢なところはごくわずかであり、住職だけではなく、副業をしている方も多く平均的な年収は、大まかに年収400万円前後がボリュームゾーンと言われている。



菊の節句は杯でいっぱい

フリーランスライター 藤木 順平

好きな数字は? と問われると、日本人の多くは「7」とか「3」と答えるが、中国では「9(九)」なのだそうだ。ひと桁の奇数を陽数といい縁起がよいとする同国では、「九」はいちばん大きな陽数であり、最高の数ということになっている。

9月9日は「重陽(ちょうよう)の節句」。平安時代の初め中国から日本に伝わり、菊の花びらを浮かべた杯を傾けて、不老長寿を願う宮中行事があった。故に「菊の節句」ともいう。その後、庶民にも同行事は広まったそうだ。

3月の「桃の節句」、5月の「端午の節句」に比べると影の薄い菊の節句。しかし、これら2つの節句は子ども仕様だ。杯で酒を飲む菊の節句はぜひ復活してもらいたいものだね!

菊は桜と並んで「日本の国花」ということになっている。国花はその国の伝説や慣習、元首の家紋等で決められる場合が多い。

余談だが、囲碁の勝負を「烏鷲(うろ)の争い」という。黒石と白石を「からす」と「さぎ」の色に見立てたもので、いま世界はウクライナとロシア、まさに「ウロの争い」に注目が集まっている。ウクライナとロシアの国花はともにヒマワリだそうだ。ヒマワリの花言葉は「私はあなただけを見つめる」。本当のにらみ合いだ。



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。



※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダーライター)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすることでこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索





女性部会 税務研修会・報告会開催

5月22日、郡山ビューホテルアネックスで、女性部会税務研修会・報告会を開催した。研修会は郡山税務署の最上治署長を迎え、「国税査察制度の概要」と題し、講演いただき、約30名が聴講した。

査察調査の流れなど、過去の調査事例を交えての話題に、聴講者は真剣に耳を傾けていた。

続いて、令和5年度報告会を開催し、規約により小林裕子部会長が議長に就任、議事を進行し、令和4年度の事業経過の報告、租税教室・お作法教室など「未来を担う子供たちのために」地域社会への貢献活動などを盛り込んだ令和5年度の事業計画や予算など上程議案どおり承認された。また、役員改選では、小林裕子部会長が再任された。



女性部会報告会

青年部会 講演会・報告会開催

5月23日、郡山ビューホテルアネックスで、青年部会講演会・報告会を開催した。

講演会は、「大切な人を守る為の食と健康」と題し、有限会社みはる調剤薬局代表取締役の濱田雅博氏にご講演いただいた。

講演では、薬に頼らない健康づくりについて話し、体は食べ物でできており、食べ物が日々体を作り変えている。食事による体づくりが大切であり、家庭で食事をすることが重要である。なぜかと言うと、コンビニ食等では、食材を加工する過程が多いため、その都度栄養素が抜けてしまう。一方家庭で調理する場合、調理過程が少ないことや、味噌汁や鍋料理などは汁に溶け込んだ栄養素をそのまま取れるためである。

命は自分だけのものではなく、先祖や親から授かり、子どもたちへと繋いでいくもの。家族のために自身の健康に気をつけ、①症状を当たり前と思わない事、②体づくりは食事からであること、③定期的に情報に触れ続けること、④相談者を作ることが大事であると話した。

引き続き、報告会を開催し、①令和4年度の事業経過報告並びに収支決算の件、②令和5年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の件、③役員任期満了につき改選の件について、上程議案どおり承認され、桑原義昌部会長が再任された。



講師の濱田雅博氏



青年部会報告会



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

郡山支社/
福島県郡山市中町1-22
(郡山大同生命ビル4F)
TEL 024-922-0860

AIG AIG損害保険株式会社

郡山支店/
福島県郡山市虎丸町24-8
(富士火災郡山ビル3F)
TEL 024-933-6211



通常総会「記念講演会」開催

6月7日、4年ぶりとなる通常総会に伴う記念講演会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。講師にフリーアナウンサーの福澤朗氏を招き、「今、こんなリーダーが必要だ!」と題して講演いただき、会員はじめ一般聴講者約250名が来場した。

「ジャストミート!!」の名言と共に会場後方から颯爽と入場し、歓声と拍手が会場に響き渡った。

今、多くの企業・リーダーがテーマにしていること、それは「心理的安全性」をいかに高めるかである。気兼ねなく意見を言い合える環境を作ることが重要であり、そのためには「3K」が重要となる。

1つ目が「上司やリーダーが自分の欠点やミスをさらけ出せる環境。」部下もミスを言いやすい環境にすることでミスを共有でき、結果、小さなミスを隠し後々大きな問題となることを防ぐことができる。2つ目が「共感すること。」相手を否定するのではなく、まずは認めその後にアドバイスすることが大切。3つ目が「感謝すること。」部下や若い社員に何かをしてもらった際、当たり前と思わず、リーダーが率先して「ありがとう」を言うこと。「感謝神経」を鍛え、いろんな人を褒め、職場の温度を上げることで生産性・心理的安全性を高めることが大切であると語った。

また、リーダーの条件として「伝え方」が重要である。コミュニケーションにおいて大切なことは、相手のキャッチ能力を意識して言葉を選ぶこと、そして、分かりやすく明確に伝えることである。大事なことを確実に伝えるためのポイントとして、「高い音で、大きく、ゆっくり、間を取ること」を意識してほしいとのこと。最後に、割り箸を使った滑舌を良くするためトレーニングを行い、講演を終えた。時間目一杯までお話しいただきましたが、まだまだ聞いていたいと思うあっという間の90分でした。



講師の福澤朗氏



聞き入る聴講者

田村・三春・小野支部、税務研修会および報告会を開催

令和4年度事業が終了し、各支部で報告会が開催された。報告会に先立ち、「電子帳簿保存法」と題し、郡山税務署より太田康明法人統括官を講師に招き、税務研修会を開催した。

報告会では、①令和4年度の事業経過報告並びに収支決算の件、②令和5年度事業計画並びに収支予算の件、③支部役員任期満了につき改選の件について、上程議案どおり承認され、田村支部長に箭内和夫氏(新任)、三春支部長に伊藤芳光氏(再任)、小野支部長に吉田代吉氏(新任)が選任された。



田村支部報告会



三春支部報告会



小野支部報告会



「第11回 通常総会」開催

6月7日、第11回通常総会を郡山ビューホテルアネックスで開催した。議事では、令和4年度実施事業、令和5年度事業計画及び収支予算を報告。



第11回 通常総会

決議事項では、令和4年度決算承認の件、役員選任案承認の件について上程され、異議なく満場一致で承認され、赤塚英夫会長が再任された。

今年度の主な事業は、消費税のインボイス制度に係る事業者の登録申請に関する周知、自主点検チェックシートの利用推進、税情報の発信のほか、租税教室、税に関する標語・絵はがきコンクールなど、租税教育活動のさらなる充実を図る。

また、優良経理担当者表彰、会員拡大功労者表彰、経営者大型保障制度受託会社職員功労者表彰、役員功労者表彰など、各種表彰受賞者を発表し、受賞を称えた。

終了後には、会員懇談会を開催。約100名が参加し、情報交換や会員相互の親睦を深めた。

各種表彰受賞者は次の通り。

優良経理担当者

- ・株式会社京和商事 …… 宗像 欣也
- ・学校法人尚志学園 …… 岩田 耕
- ・株式会社中央会計センター …… 佐久間 美幸
- ・郡山運送株式会社 …… 庭山 梨沙
- ・フロンティア・ラボ株式会社 …… 柳沼 実範

会員拡大功労者

- ・株式会社クリエイト …… 赤塚 英夫
- ・郡山信用金庫 …… 長尾 正美
- ・AIG損害保険株式会社郡山支店 …… 小東 政彦

経営者大型保障制度受託会社職員功労者

- ・大同生命保険株式会社郡山支社 …… 山下 光子、安住 照美

役員功労者

- ・株式会社郡山自動車学校 …… 小川 則雄
- ・有限会社佐藤電気商会 …… 佐藤 広幸
- ・株式会社三貴商事 …… 椎根 義人
- ・株式会社丸佳 …… 渡辺 安子
- ・株式会社日向 …… 高田 正人
- ・株式会社オノツカ …… 小野塚 昇一
- ・有限会社高橋建材工業 …… 高橋 公夫



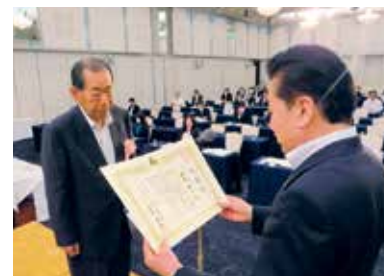
挨拶をする赤塚会長



郡山税務署の最上治署長



優良経理担当者表彰



役員功労者表彰

貸借対照表

(令和5年3月31日) 単位:千円

〔資産の部〕	
流動資産	24,079
特定資産	39,957
その固定資産	109,154
資産合計	173,190
〔負債の部〕	
流動負債	4,956
固定負債	39,957
負債合計	44,913
正味財産合計	128,277
負債及び正味財産合計	173,190

正味財産増減計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日) 単位:千円

会費	21,182
事業収益	19,574
助成金	17,447
受取負担金	1,170
雑収入	1,299
経常収益計	60,672
事業費	55,437
管理費	7,046
経常費用計	62,483
当期経常増減額	△1811
法人税等	1,078
一般正味財産期首残高	131,166
一般正味財産期末残高	128,277